

県西地域未病資源活用促進補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県西地域未病資源活用促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）

第4条に定める事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費の範囲)

第2条 要綱第5条に規定する別に定める経費とは別表に定めるものとする。

(事業提案書の添付書類)

第3条 要綱第7条第2号に定めるその他知事が必要と認める書類は次に定めるものとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約等これに類するものの写し
- (2) 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書等）又はこれに代わる書類
- (3) パンフレットやリーフレット等、活動内容の概要がわかる資料

2 要綱第3条第2項により、複数の者が、共同で実施する事業に対して補助金の交付を受けようとする場合は、共同で事業を実施する全ての者について前項で規定した書類を添付することとする。

(事業提案書等の審査及び審査結果の通知)

第4条 要綱第7条による事業提案書等の提出を受けたときは、知事は、県西地域の市長及び町長に補助対象事業等に関する意見を照会する。

- 2 知事は、評価委員会を設置し、提案内容等の評価を行う。
- 3 知事は、第1項及び第2項の結果を踏まえ、提案内容等を審査し、その結果を県西地域未病資源活用促進事業提案書審査結果通知書（第1号様式）により、補助金の交付を受けようとする者に通知する。

(交付申請書の添付書類)

第5条 要綱第8条第1項第4号に定めるその他知事が必要と認める書類は次に定めるものとする。

- (1) 法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書）、法人以外の場合は住民票（いずれの場合も発行日から3箇月以内のもの）
- (2) 県税に係る未納の徴収金がないことを証する納税証明書
- (3) 役員等氏名一覧表（第2号様式）（法人の場合に限る）

2 要綱第3条第2項により、複数の者が、共同で実施する事業に対して補助金の交付を受けようとする場合は、共同で事業を実施する全ての者について前項で規定した書類の他、申請等手続きに係る代表事業者への委任状（第3号様式）を添付することとする。

(交付決定及び通知)

第6条 知事は、要綱第8条第1項による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、規則第4条及び第6条の規定に基づき県西地域未病資源活用促進補助金交付決定通知書（第4号様式）により、交付申請者に通知するものとする。

(変更等の承認決定及び通知)

第7条 知事は、要綱第11条による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更又は中止又は廃止が適当であると認められる場合には、県西地域未病資源活用促進事業変更（中止、廃止）承認決定通知書（第5号様式）を補助事業者に通知するものとする。
（状況報告）

第8条 規則第10条の規定による状況報告は、県西地域未病資源活用促進事業実施状況報告書（第6号様式）によって行うものとする。
（補助金の額の確定）

第9条 知事は、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、規則第6条の規定に基づき行った補助金の交付決定額と確定額が相違する場合は、県西地域未病資源活用促進補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。
（現地調査等）

第10条 知事は、要綱第13条に規定する実績報告書の確認にあたり、必要と認めるときは、現地調査を行うものとする。
（その他）

第11条 前条までに規定するもののほか、特別の必要がある場合は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年6月29日から運用する。

附 則

この要領は、平成30年3月28日から運用する。

附 則

この要領は、平成31年3月29日から運用する。

(別表)

要綱第5条に規定する補助対象経費（第2条関係）

	区 分	経 費
1	賃 金	随時に雇用される事務補助員等の賃金 ※ 事業に伴う臨時・非常勤職員の人件費のみ、補助対象経費とする。
2	旅 費	交通費、日当及び宿泊費 ※ 事業の一環として必要不可欠な職員の出張についてのみ、補助対象経費とする。
3	報償費	謝金
4	需用費	会議費、消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等 ※ 消耗品費については、取得価額が5万円未満のものとする。5万円を超えるものは備品とみなし、補助対象経費として認められない。
5	役務費	通信運搬費、翻訳費、広告料等
6	委託料	コンサルタント等の委託料
7	使用料及び 賃借料	会場、バス借上料、事業用機械器具のリース・レンタル料等
8	会費及び 共益費	講習会等の参加費及び建物の借上げに伴い負担する水道料、電気料等

第1号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第4条関係）

平成 年 月 日

事業提案者 様

神奈川県知事 印

県西地域未病資源活用促進事業提案書審査結果通知書

平成 年 月 日付けで提案がありました次の事業については、補助金の交付予定事業として決定しましたので通知します。

1 補助金の交付予定事業名

2 補助金の交付予定額 千円

(問合せ先)

第2号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）

（第5条関係）

役員等氏名一覧表

平成 年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載した全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するために、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団体名

代表者

印

第3号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第5条関係）

平成 年 月 日

申請等手続きに係る代表事業者への委任状

委任者 住 所
〔団体の場合は所在地〕
フリガナ
氏 名 印
〔団体の場合は名称及び代表者の職・氏名〕
(法人以外の場合は下記の生年月日・性別を記載(法人格を持たない団体の場合は代表者))
生年月日 T・S・H 年 月 日生
性 別 男 ・ 女

私は、下記の代表事業者を代理人と定め、県西地域未病資源活用促進補助金に係る申請及び報告等の手続きを行い、補助金の交付を受ける者としての権限を委任します。

なお、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません（委任者が法人以外の場合に限る）。

受任者

代表事業者 住 所
(団体の場合は所在地)
氏 名
(団体の場合は名称及び代表者の職・氏名)

第4号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第6条関係）

平成 年 月 日

補助事業者 様

神奈川県知事 印

県西地域未病資源活用促進補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号にて交付の申請がありました標記補助金については、補助金の交付等に関する規則第4条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 補助金の交付決定額 千円
- 2 補助金の交付決定事業名
- 3 交付条件

(問合せ先)

第5号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第7条関係）

平成 年 月 日

補助事業者 様

神奈川県知事 印

県西地域未病資源活用促進事業変更（中止、廃止）承認決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号にて提出されました県西地域未病資源活用促進事業変更（中止、廃止）承認申請書の内容を審査した結果、変更（中止、廃止）を承認しましたので通知します。

（問合せ先 ）

第6号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）

（第8条関係）

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

団体名

代表者

県西地域未病資源活用促進事業実施状況報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた県西地域未病資源活用促進補助金に係る補助事業の 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助事業の経費の執行状況

備考 原則、氏名欄の押印は不要とする。ただし、補助金の事務手続上、本報告書が補助金の概算払いの算定資料となるなど、補助金の支出命令の根拠となる場合にあつては、押印を要する。

第7号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第9条関係）

平成 年 月 日

補助事業者 様

神奈川県知事 印

県西地域未病資源活用促進補助金確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号にて実績報告のあった標記交付金については、補助金の交付等に関する規則第13条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

- | | |
|-------------|----|
| 1 補助金の交付決定額 | 千円 |
| 2 補助金の交付確定額 | 千円 |

(問合せ先)